

第8章. 文化財の保存・活用の推進体制

1. 現状と課題

(1)文化財担当課の現状

当町の文化財行政は、教育委員会事務局生涯学習課歴史文化財担当（以下、「生涯学習課歴史文化財担当」）が担当しており、文化財保護業務、埋蔵文化財関係業務、文化財公開・活用施設である近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」^{やまなかしょうきち}の管理・運營業務、日野町歴史民俗資料館近江日野商人館の管理・運營業務等を所管しています。

町の文化財に関する業務を行う職員体制は、生涯学習課に担当職員4人を配置していますが、職員の年齢構成に偏りがあり、蓄積された経験・知識・技術の継承が危ぶまれています。

文化財の保存・活用の主体は、行政、地域（町民〈町民・自治会・地区・学区・出身者・来訪者〉・関係団体・所有者・民間）、専門家と多岐にわたりますが、相互の連携が十分ではなく、取組の重複や文化財の滅失・毀損等の問題が生じています。

(2)推進体制の課題

①担当課の体制強化

生涯学習課歴史文化財担当が所管する業務が広域かつ多岐にわたり、職員の年齢構成に偏りがあることから、職員体制の充実が急務です。

②庁内関係課との連携強化

文化財の保存・活用にあたっては、都市計画・文化振興・観光・産業・教育など、関係業務を所管する庁内関係課との連携が不可欠です。相互の業務内容と目的を把握したうえで連携を強化し、文化財の保存・活用を進める必要があります。

③多様な主体との連携強化

文化財の保存・活用を推進するためには、主体である行政、地域（町民〈町民・自治会・地区・学区・出身者・来訪者〉・関係団体・所有者・民間）、専門家それぞれが、互いに連携・協働することが不可欠です。

2. 各主体と推進体制

本計画の推進にあたっては、前項に示した各主体がそれぞれの役割を果たすことが必要です。とりわけ、文化財の保存・活用の取組の主人公となるのは「地域」です。

地域を中核に、行政、専門家が一体となって、将来像「日野を日野たらしめている歴史文化とともに 守り伝え、活かし、未来へつなぐまち“ふるさと日野”」の実現に向けた取組を実践します。以下、推進体制を示します。

地域計画協議会及び推進体制

文化財保存活用地域計画推進協議会
日野町文化財保存活用地域計画推進協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存活用地域計画の実施に係る協議、情報共有、連絡調整、その他必要な事業の推進等 ・文化財保存活用地域計画の進捗管理及び評価、計画の見直し等

行政	
日野町	
文化財担当課	教育委員会事務局 生涯学習課 【主な業務内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査・研究、相談、保護、活用に関すること ・社会教育、公民館活動に関すること ・伝統芸能、文化継承に関すること ・歴史文化の普及啓発に関すること ・日野の“たから”サポーターの育成に関すること ・文化財を活かした世代間交流に関すること 【所管施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・近江日野商人ふるさと館 ・近江日野商人館 担当者：4人（埋蔵文化財1人、古文書1人、資料1人、民俗1人）
主な関係課	教育委員会事務局 学校教育課 【主な業務内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育・教育施設に関すること ・ふるさと学習に関すること ・学校給食に関すること
	図書館 【主な業務内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の調査、収集に関すること ・地域の歴史文化発信に関すること・デジタル情報の発信に関すること 【所管施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・日野町立図書館
	総務課 【主な業務内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の防災、防犯に関すること

	<p>商工観光課 【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌掛谷ホンシャクナゲ群落の保存・活用に関すること ・ 文化財パンフレット・マップ等の作成に関すること ・ 観光施設、案内看板等の運営、整備に関すること ・ 歴史文化の特性を活かした観光に関すること ・ 観光ボランティアガイドに関すること ・ 地域間交流に関すること <p>建設計画課 【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化的景観に関すること ・ 空き家の活用に関すること <p>農林課 【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食文化の調査・啓発 ・ 日野菜に関すること ・ 里山、巨樹名木等の保全に関すること <p>企画振興課 【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の広報に関すること ・ 地域間交流に関すること <p>福祉保健課 【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 忠魂碑等の調査に関すること ・ 文化財を活かした世代間交流に関すること <p>長寿福祉課 【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財を活かした世代間交流に関すること <p>交通環境政策課 【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通に関すること ・ 自然環境に関すること <p>税務課 【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古地図のデジタル公開に関すること
<p>関係機関等（国、県、関係市町村）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化庁 ・ 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター ・ 独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館 ・ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館 ・ 滋賀県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県立琵琶湖博物館 ・ 滋賀県立琵琶湖文化館 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県立安土城考古博物館 ・ 滋賀県警東近江警察署 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県立美術館 ・ 東近江観光振興協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東近江行政組合消防本部 ・ 東近江市歴史文化振興課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東近江市近江商人博物館 ・ 竜王町生涯学習課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近江八幡市立資料館 ・ 甲賀市歴史文化財課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲賀市水口歴史民俗資料館 	

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

<ul style="list-style-type: none"> ・栗東歴史民俗博物館 ・長浜市生涯学習課文化財保護室 ・多賀町立博物館 ・会津若松市 ・埼玉県 	<ul style="list-style-type: none"> ・彦根城博物館 ・長浜市曳山博物館 ・松阪市 ・秩父市 ・松山市 等
---	--

※主な業務内容は文化財の保存・活用に係る事項を記載（令和6（2024）年8月現在）

地域	
町民（自治会、地区、学区）	
自治会	・各種自治会活動を通じた地域の課題解決につながるまちづくりへの取組等
地区：7地区（公民館単位） 【日野、東桜谷、西桜谷、西大路、鎌掛、南比都佐、必佐】	・各地区独自の特色あふれる公民館活動の実施及び地域住民の交流機会の創出等
学区：5小学校区	・小学校と連携したふるさと学習の推進等
関係団体	
<ul style="list-style-type: none"> ・芋くらべ祭保存会 ・近江日野史談会 ・鎌掛の歴史学習会 ・宮商社楽人座 ・古文書調査プロジェクト ・しゃくなげ溪ウォーククラブ ・中野城跡の保存を進める会 ・日野雅楽会 ・日野町国際親善協会 ・日野町連合青年会 ・日野の伝統料理を継承する会 ・日野曳山保存会 ・日野文化懇談会 ・日野まちなみ保全会 ・「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会 その他町内で活動している団体（調査・研究、保全・整備、継承、観光・まちづくり等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人蒲生野考現倶楽部 ・音羽山びこクラブ（音羽町づくり委員会） ・蒲生氏郷公顕彰会 ・上野田火振り祭伝承の会 ・古文書を楽しむ会 ・正法寺山を愛する会 ・日野駅むすびイベント実行委員会 ・日野観光ボランティアガイド協会“わたむき” ・日野町文化協会 ・日野町老人クラブ連合会 ・日野祭曳山囃子方交流会 ・日野ひなまつり紀行実行委員会 ・日野まちなか歴史散策とさじき窓アート実行委員会 ・まるばの会 ・綿向山を愛する会
※順不同（令和6（2024）年8月現在）	
文化財所有者	
<ul style="list-style-type: none"> ・寺院、神社 ・保存会（団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・個人 等
民間事業者	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人アワセルフウド ・一般社団法人近江日野交流ネットワーク ・一般社団法人こうけん舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人近江鉄道線管理機構 ・一般社団法人近江日野商人島崎の家 ・近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会

<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人滋賀県文化財保護協会 ・JAグリーン近江 ・社会福祉法人日野町社会福祉協議会 ・特定非営利法人日野まちつなぐ研究所 ・日野町商工会 ・鉄道、バス事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・桜谷地域農村 RMO 推進協議会 ・滋賀農業公園ブルーメの丘 ・社会福祉法人わたむきの里福祉会 ・日野観光協会 ・綿向生産森林組合 ・町内の事業者 等
※順不同（令和6（2024）年8月現在）	
指定管理者等（公の施設の指定管理者）	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日野町文化振興事業団（日野町町民会館わたむきホール虹） 	

専門家
審議会・委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・日野町文化財保護審議会 7人（専門家3人〈美術工芸、歴史、民俗・地域史〉、地域・所有者代表各2人） 審議事項：文化財の保存・活用に関する重要事項等 ・日野曳山保存修理専門審査会 専門家6人（民俗2人、金工・建築・染織・漆工各1人） 審議事項：日野曳山の適切な保存・修理に関する事項等
大学等研究機関
<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀大学 ・滋賀県立大学 ・京都橘大学 ・立命館大学 ・京都芸術大学 ・文化遺産プランニング ・滋賀大学経済学部附属史料館 ・追手門学院大学 ・成安造形大学近江学研究所 ・龍谷大学 ・滋賀県博物館協議会 ・一般社団法人100年経営研究機構等
※順不同（令和6（2024）年8月現在）

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

3. 各主体の役割及び連携体制

(1)文化財の保存・活用における連携体制

本計画の推進にあたっては、前項に示した各主体がそれぞれの役割を果たすことが必要です。

とりわけ、文化財の保存・活用の取組の主人公となるのは「地域」です。そこで、地域を構成する町民、関係団体、所有者が意見交換や情報共有を行うため（仮称）日野の“たから”保存・活用ネットワーク会議を設置します。

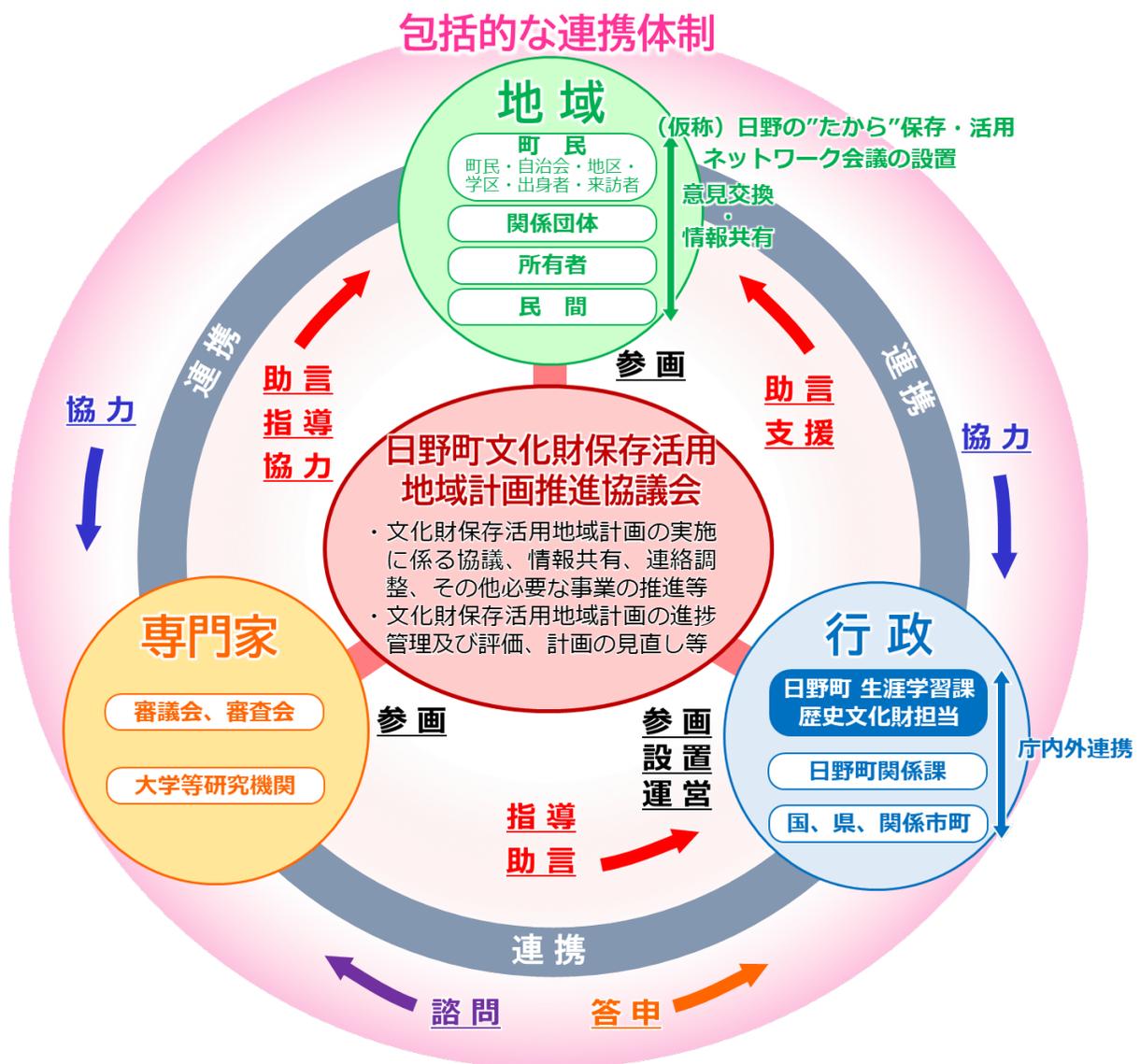
これら連携体制を強化した地域を中核に、行政、専門家が一体となって、将来像「日野を日野たらしめている歴史文化とともに 守り伝え、活かし、未来へつなぐまち“ふるさと日野”」の実現に向けた取組を実践します。

以下、各主体の役割と連携体制を示します。

主体	役割及び連携体制
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係課が連携し、日野町役場総がかりで文化財の保存・活用を推進します。 ・ 文化財の保存・活用を推進するための仕組みづくりを進めます。 ・ 生涯学習課歴史文化財担当は、文化財の調査・研究、保存修理、情報発信、各主体への連絡・調整・支援等を行います。 ・ 庁内関係課は、生涯学習課歴史文化財担当と連携しながら、それぞれの分野において、文化財を活かしたまちづくりに取り組みます。 ・ 国（文化庁）、滋賀県、関係市町村等、町外の関係機関と文化財の保存・活用に関する連携を強化します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を構成する主体である町民・関係団体・所有者・民間は、（仮称）日野の“たから”保存・活用ネットワークを構築して情報共有と相互連携を深め、文化財を活かしたまちづくりの充実に努めます。
町民 (町民) (自治会) (地区) (学区) (出身者) (来訪者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民は、文化財が日野の“たから”であることを認識し、取組への参加・協力等を通じて、日野を日野たらしめている歴史文化を継承します。 ・ 自治会や地区公民館は、行政や関係団体、民間、専門家と連携しながら、地域の文化財を学び、活かすための取組を推進し、町民の自主的な活動を支えます。 ・ 町民、自治会、地区公民館は、小・中学校のふるさと学習に参加・協力し、まちの明日を担う人材を育みます。 ・ 当町出身者や来訪者は、日野の歴史文化の学び・観光交流・ふるさと納税等を通じて、日野を応援します。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体は、自身の活動の充実に努めます。また、知識や経験を活かし、歴史文化の担い手のリーダーとして、地域の文化財を活かしたまちづくりを支えます。
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者は、日野の“たから”である文化財を所有していることの重要性を認識し、適切に保存・管理します。 ・ 行政及び地域との連携のもと、文化財の防災・防犯対策の徹底を図ります。 ・ 町民の学びや地域の活性化に資する文化財の公開・活用について、防災・防犯に配慮しつつ、積極的に協力します。

民間	<ul style="list-style-type: none"> ・民間は、歴史文化に関連する事業等を通じて地域の活性化に貢献し、各主体が実施する保存・活用の取組に協力します。 ・町民、関係団体、所有者とともに歴史文化への理解を深め、相互に支援・協力しながら積極的に文化財を活かしたまちづくりに参画します。
専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家は、各主体に対して、文化財の保存・活用に関する取組が適切に行われるよう、専門的な見地から助言・指導します。 ・当町の文化財に関する調査・研究を実施し、歴史文化の解明及び情報発信に努めます。

計画の推進・連携体制図



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編